

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(香川県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会公告式規則（昭和23年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 規則及び告示には香川県教育委員会規則又は香川県教育委員会告示であることを明記し、告示の年月日を記入して委員会又は <u>教育長</u> の名をもってこれを告示する。	第1条 規則及び告示には香川県教育委員会規則又は香川県教育委員会告示であることを明記し、告示の年月日を記入して委員会又は <u>委員長</u> の名をもってこれを告示する。

(香川県教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会会議規則（昭和31年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、香川県教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他香川県教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めたとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</p> <p>(会期)</p> <p>第6条 会議の会期は、1日とする。ただし、<u>教育長</u>は、特に必要があると認める場合は、<u>教育長</u>及び出席委員の過半数の者の議決により、これを変更することができる。</p> <p>(採決)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、香川県教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他香川県教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めたとき、又は委員の過半数の者から請求があったときに招集する。</p> <p>(会期)</p> <p>第6条 会議の会期は、1日とする。ただし、<u>委員長</u>は、特に必要があると認める場合は、出席委員の過半数の者の議決により、これを変更することができる。</p> <p>(採決)</p>

第8条 採決は、挙手、投票その他の教育長の定める方法により行う。
2 投票による採決を行う場合には、教育長の指名した委員1人をその開票に立ち会わせなければならない。

第9条 削除

(会議録)

第10条 会議の開催の日時及び場所、会議に出席した者の職及び氏名並びに会議の議事の内容は、会議録に記載しなければならない。

2 略

3 会議録は、これを公表する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

第11条 会議録に署名すべき委員は1名とし、あらかじめ教育長が指定した順序による。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第8条 採決は、挙手、投票その他の委員長の定める方法により行う。
2 投票による採決を行う場合には、委員長の指名した委員1人をその開票に立ち会わせなければならない。

(委員長の選挙)

第9条 委員長の選挙は、投票又は指名推選の方法により行う。

2 前条第2項の規定は、投票による委員長の選挙を行う場合に準用する。

(会議録)

第10条 会議の開催の日時及び場所並びに会議の出席者及び概要は、会議録に記載しなければならない。

2 略

第11条 会議録に署名すべき委員は1名とし、あらかじめ委員長が指定した順序による。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか会議の運営について必要なことは委員長が会議にはかつて定める。

第3条 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項</u>の規定に基づき、香川県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、香川県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 香川県教育委員会傍聴人規則（昭和52年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴の手続) 第3条 略	(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会30分前から会議の開会前までに、住所及び氏名を受付簿に記載しなければならない。
2 香川県教育委員会教育長（以下「 <u>教育長</u> 」という。）は、前項の規定により受付簿に記載した者の数が定員を超えるときは、当該記載した者の中から <u>抽選</u> により、傍聴人を決定するものとする。	2 香川県教育委員会委員長（以下「 <u>委員長</u> 」という。）は、前項の規定により受付簿に記載した者の数が定員を超えるときは、当該記載した者の中から <u>抽せん</u> により、傍聴人を決定するものとする。
(傍聴することができない者) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>教育長</u> が会議を傍聴することが不適当であると認める者	(傍聴することができない者) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、 <u>委員長</u> が会議を傍聴することが不適当であると認める者
(傍聴人の守るべき事項等) 第5条 略 2 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に <u>教育長</u> の許可を得た場合は、この限りでない。 3 傍聴人が、前2項の規定に違反したときは、 <u>教育長</u> は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	(傍聴人の守るべき事項等) 第5条 略 2 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に <u>委員長</u> の許可を得た場合は、この限りでない。 3 傍聴人が、前2項の規定に違反したときは、 <u>委員長</u> は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
(退場) 第6条 傍聴人は、会議中に当該会議を傍聴させない旨の議決又は前条第3項の規定により <u>教育長</u> が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。	(退場) 第6条 傍聴人は、会議中に当該会議を傍聴させない旨の議決又は前条第3項の規定により <u>委員長</u> が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
(教育長の指示) 第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、 <u>教育長</u> の指示に従わなければならない。	(委員長の指示) 第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、 <u>委員長</u> の指示に従わなければならない。

(香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)
第5条 香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定による委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 略

(1)～(4) 略

(4)の2 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年香川県教育委員会規則第14号）第2条第7号の規定により教育長の職務に専念する義務を免除すること。

(5)・(6) 略

(7) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。

(8)～(23) 略

(報告)

第3条 教育長は、前条の規定により委任された事務のうち、教育委員会又は教育長が特に必要があると認めるものについては、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(専決)

第4条 教育長は、第2条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(9) 略

2～4 略

第5条 略

(教育長の職務代行者の指定に関する規則の廃止)

第6条 教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和60年香川県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定による委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 法第27条の規定による点検及び評価に関すること。

(8)～(23) 略

(専決)

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(9) 略

2～4 略

第4条 略

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、第1条から第5条までの規定による改正後の香川県教育委員会公告式規則第1条、香川県教育委員会会議規則第1条、第4条（必要と認めたときの招集に係る部分に限る。）、第6条、第8条、第9条、第11条及び第12条、香川県教育委員会事務局組織規則第1条、香川県教育委員会傍聴人規則第3条第2項、第4条第3号、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条並びに香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第1条並びに第2条第4号の2及び第7号の規定並びに第6条の規定は適用せず、第1条から第5条までの規定による改正前の香川県教育委員会公告式規則第1条、香川県教育委員会会議規則第1条、第4条（必要と認めたときの招集に係る部分に限る。）、第6条、第8条、第9条、第11条及び第12条、香川県教育委員会事務局組織規則第1条、香川県教育委員会傍聴人規則第3条第2項、第4条第3号、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条並びに香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第1条及び第2条第7号の規定並びに第6条の規定による廃止前の教育長の職務代行者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する間における第2条の規定による改正後の香川県教育委員会会議規則第10条第3項の規定の適用については、同項中「第14条第7項ただし書」とあるのは、「第13条第6項ただし書」とする。